

秋田県公報

目 次

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(九四・分権改革推進室).....	3
秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(九五・障害福祉課).....	5
秋田県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例(九六・障害福祉課).....	8
秋田県医学士修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(九七・医務課).....	8
秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(九八・商工業振興課).....	10
秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例(九九・観光課).....	12

この号で公布された条例のあらまし

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九四号)

1 権限移譲対象事務に次の事務を加えることとした。

(一) 衛生パッケージ

(1) 浄化槽の使用の廃止の届出の受理(別表第四三関係)

(2) 浄化槽の水質検査の報告の受理等(第七条及び別表第四三の二関係)

(二) 商工業パッケージ

大規模小売店舗の新設等の説明会に係る認定等(別表第五五関係)

(三) まちづくりパッケージ

特定路外駐車場の設置等の届出の受理等(第一〇条及び別表第六の二関係)

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九五号)

1 掛金の額を次のとおり引き上げることとした。(第八条及び別表関係)

加入時又は口数追加加入時の年齢区分	掛 金	改 正 前	改 正 後
三五歳未満	三、五〇〇円	三、五〇〇円	九、三〇〇円
三五歳以上四〇歳未満	四、五〇〇円	四、五〇〇円	一、四〇〇円
四〇歳以上四五歳未満	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一、四、三〇〇円
四五歳以上五〇歳未満	七、四〇〇円	七、四〇〇円	一、七、三〇〇円
五〇歳以上五五歳未満	八、九〇〇円	八、九〇〇円	一、八、八〇〇円
五五歳以上六〇歳未満	一〇、八〇〇円	一〇、八〇〇円	二〇、七〇〇円

一六〇歳以上六五歳未満 一三、三〇〇円 一三、三〇〇円

2 弔慰金の額を次のとおり引き上げることとした。(第一六条関係)

加入期間又は口数追加加入期間	弔 慰 金	改 正 前	改 正 後
一年以上五年未満	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円
五年以上二〇年未満	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円
二〇年以上	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円

3 脱退一時金の額を次のとおり引き上げることとした。(第一六条の二関係)

加入期間又は口数追加加入期間	脱 退 一 時 金	改 正 前	改 正 後
五年以上二〇年未満	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	七五、〇〇〇円
一〇年以上二〇年未満	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円
二〇年以上	一〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円

4 この条例の施行の日前より引き続き加入している者について掛金、弔慰金及び脱退一時金の額の特例を定めることとした。(附則第三項、附則第五項、附則別表第一及び附則別表第二関係)

5 その他所要の規定の整理を行うこととした。

6 施行期日等

(一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成七年秋田県条例第四五号)について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例(秋田



- 1 秋田県精神保健福祉センターの位置を秋田市中通二丁目一番五一号に改めることとした。(第一条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇秋田県医学学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九七号)

- 1 県外の高等学校を卒業見込みの者で大学の医学の課程に入學する手続を終えたものを医学学生修学資金の貸与の対象者とする
こととした。(第三条関係)
- 2 継続従事期間のうち一定の期間知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事したことを医学学生修学資金の返還債務の免除の要件とする
こととした。(第九条関係)
- 3 その他所要の規定の整理を行う
こととした。
- 4 施行期日等
(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九八号)

- 1 秋田県工業化等促進条例(昭和三十七年秋田県条例第三七号)の一部改正(第一条による改正)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成一九年法律第四〇号)第一五条第二項に規定する承認企業立地計画に従って、同法第九条第一項に規定する区域において同項に規定する特定事業のための施設を新設し、又は増設する者に対して、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を
することとした。(第三条関係)
- 2 工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和五九年秋田県条例第三号)の一部改正(第二条による改正)
(一) 題名を工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例に改める
こととした。
(二) 1の課税免除に関して、対象となる施設及び申告方法を定める
こととした。(第三条関係)
- 3 施行期日等
(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
(二) 不動産取得税の課税免除は、平成一九年七月三〇日以後の

- (三) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九九号)

- 1 秋田県営矢島スポーツ宿泊センターに係る規定を削ることとした。(第二条、第三条及び別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成二〇年一月一日から施行することとした。



条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例、秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例、秋田県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例、秋田県医学学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例、秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例及び秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第九十四号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表中十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項の次に次の一項を加える。

十三

浄化槽の水質検査の報告の受理

別表第四十三の二

第十条の表中十七の項を十八の項とし、十の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、九の項の次に次の一項を加える。

十

特定路外駐車場の設置等の届出の受理

別表第六十六の二

別表第四十三第九号を同表第十号とし、同表第八号中「(浄化槽管理者に係るものに限る。)」を削り、「立入検査等」の下に「(第一号から第七号までに掲げる事務に係るものに限る。)」を加え、同号を同表第九号とし、同表第七号中「浄化槽管理者」の下に「等」を、「徴収」の下に「(前各号に掲げる事務に係るものに限る。)」を加え、同号を同表第八号とし、同表中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第十一条の二の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理

別表第四十三の次に次の一表を加える。

別表第四十三の二(第七条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
--------------------------------------	-----------------------

- 一 浄化槽法（以下この表において「法」という。）第七条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理
- 二 法第七条の二第二項の規定による浄化槽管理者に対する指導等
- 三 法第七条の二第二項の規定による浄化槽管理者に対する勧告
- 四 法第七条の二第三項の規定による浄化槽管理者に対する措置命令
- 五 法第十二条の二第一項の規定による浄化槽管理者に対する指導等
- 六 法第十二条の二第二項の規定による浄化槽管理者に対する勧告
- 七 法第十二条の二第三項の規定による浄化槽管理者に対する措置命令
- 八 法第五十三条第一項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 九 法第五十三条第二項の規定による事務所等の立入検査等（第一号から第七号までに掲げる事務に係るものに限る。）

市町村（保健所を設置する市を除く。）

別表第五十五に次の五号を加える。

十四 大規模小売店舗立地法施行規則（平成十一年通商産業省令第六十二号。以下この表において「省令」という。）第八条の規定による軽微な変更の認定

十五 省令第十一条第一項ただし書の規定による相当数の者が説明会に参加する必要がある旨の認定及び説明会を開催する回数数の指定

十六 省令第十一条第二項の規定による説明会を開催する必要がある旨の認定

十七 省令第十二条第三号の規定による説明会の開催を予定する日時及び場所の公告の方法の認定

十八 省令第十三条第一項及び第二項第三号の規定による説明会を開催することができない事由等の認定

別表第六十六の次に次の一表を加える。

別表第六十六の二（第十条関係）

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<ul style="list-style-type: none"> 一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この表において「法」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による特定路外駐車場の設置等の届出の受理 二 法第十二条第三項の規定による路外駐車場管理者等に対する是正命令 三 法第五十三条第二項の規定による路外駐車場管理者等からの報告の徴収等 	<p>市町村（中核市を除く。）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第九十五号

秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

秋田県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年秋田県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「以下」の下に「本則において」を加える。

第十六条第一項中「単に」を削り、同条第二項中「掲げる」の下に「加入期間の」を加え、「それぞれ」を削り、同項第一号中「加入期間が」及び「のとき。」を削り、「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「加入期間が」及び「のとき。」を削り、「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「加入期間が」及び「のとき。」を削り、「十万円」を「二十五万円」に改め、「掲げる」の下に「口数追加加入期間の」を加え、「それぞれ」を削り、同項第一号中「口数追加加入期間が」及び「のとき。」を削り、「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「口数追加加入期間が」及び「のとき。」を削り、「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「口数追加加入期間が」及び「のとき。」を削り、「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十六条の二第一項中「、次」を「次に」、「したことを」を「をしたこと」に改め、同条第二項中「（以下この項において「加入期間」という。）」を「の区分」に改め、「それぞれ」を削り、同項第一号中「加入期間が」及び「のとき。」を削り、「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「加入期間が」及び「のとき。」を削り、「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「加入期間が」及び「のとき。」を削り、「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項中「掲げる額」を「定める額」に、「（以下この項において「口数追加加入期間」という。）」を「の区分」に改め、「それぞれ」を削り、同項第一号中「口数追加加入期間が」及び「のとき。」を削り、「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「口数追加加入期間が」及び「のとき。」を削り、「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「口数追加加入期間が」及び「のとき。」を削り、「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第四項中「加入期間又は」を「加入者であつた期間又は」に、「口数追加加入期間」を「口数追加加入者であつた期間の区分」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項中「口数追加加入期間」を「口数追加加入者であつた期間」に改める。

附則に次の見出し、三項及び二表を加える。

（掛金の納付等の特例）

3 秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成十九年秋田県条例第九十五号。以下「改正条例」という。）の施行の際現に第六条第一項の規定による加入の承認若しくは第七条第一項の規定による口数追加加入の承認を受けている者又は改正条例の施行の際現に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度において加入の承認若しくは口数追加加入の承認を受けている者で改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第六条第一項の規定による加入の承認若しくは第七条第一項の規定による口数追加加入の承認を受けるもの（当該承認に係る申込みをする直前

まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入又は口数追加加入をしている者に限る。) (以下「改正前加入者」と総称する。) についての第八条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 昭和五十五年四月一日以後に制度に加入した者でその加入時の年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に制度に加入した者でその加入時の年齢が四十五歳未満であつたものについては、第八条第一項中「加入を認められた日の属する月から、規則で定めるところにより」とあるのは「規則で定めるところにより」と、「別表」とあるのは「附則別表第一」とする。

二 施行日前に口数追加加入の承認を受けた者については、第八条第二項中「口数追加加入を認められた日の属する月から、規則で定めるところにより」とあるのは「規則で定めるところにより」と、「別表」とあるのは「附則別表第一」とする。

三 前二号に掲げる者以外の者については、第八条第一項中「加入を認められた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則で定めるところにより、昭和六十一年四月一日における」と、「別表」とあるのは「附則別表第二」と、同条第三項中「に二十年」とあるのは「に二十五年」とする。

4 改正前加入者についての第十六条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号及び第三項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」と、同条第二項第二号及び第三項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同条第二項第三号及び第三項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

5 改正前加入者についての第十六条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号及び第三項第一号中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、同条第二項第二号及び第三項第二号中「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、同条第二項第三号及び第三項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする。

附則別表第一 (附則第三項関係)

加入時又は口数追加加入時の年齢区分	掛 金	月 額
三十五歳未満		五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満		六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満		八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満		一〇、六〇〇円